

# ① 広報のあがり

## 漁港踏切の問題など活発に討議

### 登別地区町政懇談会

新年度予算は、昨年全町的におこなわれた町政懇談会での意思を十分に取り入れ、地域住民に密着したきめこまかい予算が編成されましたが、今年度も、町民一人一人と「シザ」をまじえ、諸問題を取りあげ町政の上に反映させるた

めの町政懇談会が、町内のトップを切って登別連合町内会主催で、五月二十八日午後七時より登民会館で開かれました。この日は、連合町内会より吉田会長外四十余人、地元議会議員、町側より高田町長外十二人が出席して、約三時間

にわたって次の議題を中心に、活発に討議されました。

登民会館会場での登別地区町政懇談会

◆登別漁港との通路問題  
◆伏古別川の改修について  
◆環境衛生問題の排水、下水について  
◆プールと小公園について  
◆水道管の延長について  
このほか、都市計画の促進など二十件について、活発な意見や要望が提出され、町側より現在の計画や将来の計画案が、示されました。

## 7月7日は参議院議員選挙

### 登別町は即日開票

参議院議員通常選挙は、七月七日にきまりました。

愛する郷土の発展と、明るい社会をつくるため、お金や情にまどわされず、明るく正しい選挙をしましょう。

今回の選挙には、次のことに注意し、あなたの一票で明るい社会をつくりましょう。

#### 不在者の投票

公示の日から

投票日の前日まで

投票日の当日、出張旅行等のため登別町を離れる場合は、投票日の前（公示の日から投票日の前日まで）に、選挙管理委員会（役場二階）で、不在者投票をしてください。また、病院（恵愛、三愛、整形外科、国立、北大）に入院中の患者等については、道選挙管理委員会（の指定病院）になっておりますので、病院の中で不在者投票をすることが出来ます。

住所移動の場合の投票

#### 住所移動の場合の投票

（登別町内の移動）

・五月七日以前であれば、現在の住所による投票所で投票できます。

・五月八日以後であれば、前の住所による投票所で投票することになります。

（他）村から移動）

・本年三月二日以後に他の市町村から登別町に移転した方は、当町の選挙人名簿に登録されていませんで、前住地の市町村で投票することになります。

・前住地が胆振管内以外の市町村であれば、公示の日から投票日の前日までの間に、前住地の市町村で不在者投票をすることが出来ます。

投票入場券については

投票入場券は、六月二十一日ごろより配付しますが、未届け移動等により住所不明で、入場券がとどかないこともあると思いますが、選挙人名簿に登録されていれば、投票は出来ます。

投票所について

投票所の変った地域がありますので、入場券の投票場所を確かめてから投票所へおでかけください。

投票用紙はまちがちなく

地方区一黒刷り

全国区一赤刷り

投票用紙は、二回に分けて交付します。まつ地方区の「黒刷り」投票用紙を交付し、投票が済んでから全国区の「赤刷り」投票用紙を交付しますので、おまじがいのないようご注意ください。

役場休日について

参議院議員選挙即日開票のため七月八日（月）は、役場の業務が休みとなりますのでお知らせします。

なお、転出入等の窓口事務および、各支所は平常どおり執務します。

# 登別町水道事業業務状況説明書

## 一般概要

昭和42年度10月から3月までの水道事業の業務状況をお知らせします。

地方公営企業法適用初年度は 能率的な経営をおこない、独立採算性を維持することができました。

今後も、町民のみなさんご協力をいただいて、健全経営を推進したいと存じます。

## 営業状況 (43.3.未現在)

### 月別配水状況の推移

区分	月別	10	11	12	1	2	3
給水区域内人口		39,421	39,564	39,757	39,747	39,663	39,891
給水人口		31,510	31,715	31,141	31,308	31,351	31,437
普及率		79.9	80.2	78.3	78.8	79.0	78.8
1日平均配水量(ℓ)		6,410	6,337	6,471	6,306	6,678	6,468
1人1日平均配水量(ℓ)		203	200	208	201	213	206

### 給水普及状況

	人口及び世帯	普及率
総人口	42,618	73.8%
給水人口	31,437	
総世帯	11,167	69.0%
給水世帯	7,705	

### 各種検数

専用検	8,445
共用検	38
消火検	121

### 企業債の状況 (年間分)

(単位 千円)

企業債の種類	発行総額		償還済額		未償還額		償還率
	元金	利子	元金	利子	元金	利子	
政府債	14,9700	16,6314	12,900	3,9389	13,6800	12,6925	8.6%
公庫債	6,0000	5,3010	4,357	10,652	5,6643	4,2358	7.1%
簡保債	3,000	3,062	358	358	2,642	2,704	11.9%
計	213,700	222,386	17,615	50,399	196,085	17,1987	8.2%

### 水道工事施行状況

給水工事  
 新設工事 433件  
 (1029検)  
 修繕工事 537件

工事名	総工事費	着工	竣工
新登別温泉給湯ポンプ取替工事	750,000円	42.10.7	43.2.8
新登別温泉給湯ポンプ配電盤取替工事	190,000円	43.3.8	43.3.28

## 経理状況

収入 (単位 千円)

支出 (単位 千円)

種目大別	科目	予算額	10月~3月 調定額	4月~3月 調定累計	執行率
収入	給水収益	44,700	22,135	44,543	99.6%
	給水工事収益	29,600	18,219	30,438	102.8
	量水器取付収入	311	298	298	95.8
	その他営業収益	751	253	701	93.3
	受取利息	144	153	226	156.9
	雑収益	59	177	232	393.2
	(雑用水) 給水収益	717	279	735	102.5
資本的収入	( ) 給水工事収益	69	73	73	105.8
	( ) その他営業収益	1	0.4	0.4	40.0
	( ) 雑収益	50	78	78	156.0
	計	76,402	41,665	77,324	101.2
資本的収入	工事負担金	440	530	530	120.5
合計		76,842	42,195	77,854	101.3

種目大別	科目	予算額	10月~3月 執行額	4月~3月 執行累計	執行率
支出	原水及び浄水費	9,861	6,749	9,665	98.0%
	配水及び給水費	7,297	3,978	7,038	96.5
	受託工事費	2,695.1	1,684.8	2,575.6	95.6
	総係費	930.6	5,103	8,820	94.8
	減価償却費	7,655	7,639	7,639	99.8
	資産減耗費	251	2	222	88.4
	雑支出	305	229	268	87.9
	支払利息及び企業債取換諸費	13,451	6,655	13,380	99.5
	(雑用水) 配水及び給水費	3,285	2,172	2,951	89.8
	( ) 受託工事費	67	60	60	89.6
	( ) 総係費	13	1	1	7.69
	( ) 減価償却費	753	703	703	93.4
	( ) 資産減耗費	100	54	54	54.0
資本的支出	( ) 雑支出	50	50	50	100.0
	予備費	80	0	0	0
	計	79,425	50,243	76,607	96.5
	配給水管改良費	1,420	0	1,420	100.0
企業債償還金	4,143	2,095	4,142	99.9	
配水管敷設費	3,397	(3,300)	(3,300)	(97.1)	
施設費	1,000	940	940	94.0	
計	99,600	30,335	65,020	65.3	
合計		89,385	53,278	83,109	93.0

### 住民税の控除額が引きあげ

住民税の基礎控除額等の引きあげ、事業専従者控除額の引きあげ等、主として住民税負担の軽減を図るための地方税法が、改正されました。

住民税改正のあらましは、次のとおりです。

- ・(各種の所得控除)内は改正前基礎控除は十一万円(十万円)配偶者控除は九万円(八万円)扶養控除は・扶養親族一人について五万円(四万円)
- ・配偶者控除を受ける配偶者がいない場合は、扶養親族のうち一人について八万円(七万円)

### 自動車取得税は申告納付

道路の費用にあてるため、新たに、七月一日から自動車取得税が課税されます。

課税対象者は、自動車の取得者に課税されます。または、自動車所有権留保付で、販売がおこなわれた場合、買主に課税されます。

課税される自動車は、大型特殊自動車、小型特殊自動車、小型自動車、軽自動車(二輪を除く)課税標準は、自動車の取得価格または、取引価格によります。

税率は、百分の三で、免税点は十万円です。徴収の方法は、申告納付によります。

障害者控除は、障害者一人について六万円(五万円)、特別障害者については八万円、老年、寡婦、勤労学生控除は、それぞれについて六万円(五万円)生命保険料の最高控除額は、二万五千元(二万二千五百元)専従者一人の控除限度額は

- ・青色申告の場合十七万円(十二万円)
- ・白色申告の場合十一万円(八万円)

(小規模企業共済掛金控除の新設)

小規模企業共済制度のうち、事業の廃止などに備えるものの掛金は、支払った金額の全額が、所得控除されることになりました。(配偶者控除などの適用条件の緩和)

### 被災者に税の減免

この度の十勝沖地震により災害を受けた方に、心からお見舞い申し上げます。

この地震によりつぎのような損害がある場合、被災者の税が減免されますので、申請をしてください。

#### 町税

◆町民税、国民健康保険税  
住宅または、日常生活に必要な家財の損害額が三割以上で、四十二年中の所得金額が二百万円以下のかた

◆固定資産税  
・家屋・家屋の損害程度が、二割以上の損害があった場合  
・土地・総面積の二割以上の被

害を受けた場合に、心からお見舞い申し上げます。

扶養親族や配偶者の所得金額が本人の勤労に基づく給与所などであれば、この限度額は、年間五万円から十万円に引きあげられました。

扶養控除の対象および非課税範囲の拡大  
・道知事から養育を委託された児童(里子)も、控除の対象に加えられました。

・障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税の範囲を、年所得二十六万円から二十八万円に引きあげました。そのほか

◆原動機付自転車、小型特殊自動車に対する月割課税を、年税方式に改めました。  
◆電気ガス税の免税点が、七百元から八百円に引きあげました。

書面積があった場合

(申請および詳細については役場税務課へ)

#### 道税

##### ◆事業税

事業に使用している什器、備品家財、住宅、商品等の損害総額が被害前価格の一割以上で、四十二年中の所得金額が三百万円以下のかた。

##### ◆道民税 前記町民税に同じ

(申請および詳細については胆振支庁税務課へ)

#### 国税

##### ◆所得税

住宅、家財等に五割以上の損害があり、今年の見積り所得額が二百

### 配ごと移動相談所

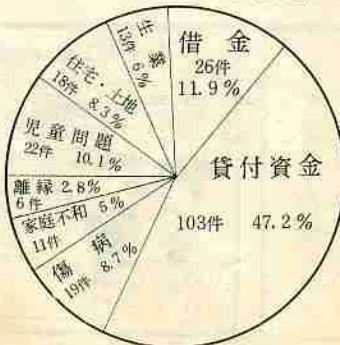
#### 二ヶ所増設

生活、医療、住宅、家事の心配ごとを解決するため、三十四年四月から毎月十日、幌別生活館で相談所を開設してきましたが、いまでは気軽に利用されており、利用者もふえてきました。

さらに、今年六月から登別、釧路地区についても、次により移動相談所を開設し、心配ごとの相談に応じることになりましたので、遠慮なくご利用ください。

相談日時、場所  
登民会館(登別) 毎月二十日  
公民館(鶯別) 毎月二十五日  
いずれも午前十時より午後三時までです。

相談件数二百十八件  
昨年一年間の相談内容を見ると次の図のようになり、貸付資金関



### 今月の納税

#### ◎町道民税 第一期

#### ◎国民健康保険税 (第一期)

六月十六日より六月三十日までです。忘れず納期内に納めましょう。

万円以下のかた

(申請および詳細については室蘭税務署へ)

なお、被害のため、著しく納入が困難になったかたには、納税を一定期間猶予する方法がありますので、申請してください。

### 商業統計調査に協力

二年に一回、商店の国勢調査といわれる商業統計調査が、来る七月初旬、調査員が各商店、事業所を訪問しておこなわれます。

この調査の目的は、商店の分布状況、商業活動の実態を統計的につかみ、商業構造、流通構造がどのようになっているかを明らかにし、国や地方公共団体の商業政策を立てる上の基本的資料とし、又産業界の営業指針として広く利用されている重要な調査ですので、趣旨を充分理解され、ご協力くださいますようお願いいたします。

# 愛情銀行で

## 明るい社会を

愛情銀行は、社会のため、恵まれない人たちのために、四十一年六月開設してから過二年になりました。

この愛情銀行は、あなたの尊い労力、技術、物品奉仕の善意を預託し、あなたの希望によって、とき、ところを選び、もっとも効果的に役立つためこれを払出すものです。

明るい人間関係をつくり、お互いに助け合い、少しでもしあわせな社会づくりのため、いかなる小

# 戦没叙勲者に

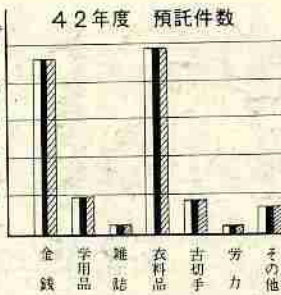
## 勲記勲章

四十三年度第一回目の戦没者叙勲の伝達式が、去る五月二十五日戦没者の遺族に対して、高田町長より丁寧におこなわれました。

- このたびの叙勲者はつぎのかたがたです。
- ▽勲六等旭日章 吉田 武 (登別温泉町四六)
- ▽勲六等瑞宝章 伊藤哲男 (来馬六七)
- ▽勲七等旭日章 阿曾信一郎 (来馬二七三)
- 柿山省吾 (登別温泉町)
- 藤江千勇 (川上七六)
- 石田哲男 (幌別町一七〇)
- 高橋宗夫 (登別町六一)
- ▽勲八等旭日章 久米井昌義 (来馬三〇三)
- 伊東義西 (来馬六七)

さなこともあなたの愛情をおよせください。

申込み場所は、役場住民課と各支所窓口で、受付けております。昨年、愛情銀行におよせくださった善意は、次のとおりです。



# 金銭預託内訳

種別	件数	金額
香典返し慶し	7	140,000円
釣 銭	12	15,019
一般寄附金	11	18,200
金扶祝慶し	3	25,000
愛のランドセル	2	5,000
税金前納戻金	3	3,315
バザー益金	1	6,275
その他	7	14,600
計	46	227,409

# 人権擁護委員に

## 河野氏再任

任期満了となった当町の人権擁護委員に、河野敏文氏(字幌別町二四六の一)が、再任されました。人権擁護委員の仕事は、人の生命、身体、自由、名譽、信用、住居の安全、生活権等に関する次のようなことで悩んでいる方の相談に応じています。

- 石井 環 (川上六二)
- 渡部重吉 (中登別八三)
- 清水義雄 (来馬二九〇)
- 田村一夫 (鶯別町九五)
- 渡辺梅太郎 (富浦九四)
- 森 定藏 (来馬六六)
- 八尾吉次 (幌別町一七八)
- 藤原正義 (来馬二七三)
- 斎藤庄吉 (札幌一七四)
- 熊谷幸長 (幌別町九〇)
- 鈴木金三郎 (来馬二六九一七)
- 大場重雄 (幌別町一六〇)
- 平賀忠道 (鶯別町七二一八)



○自己の地位、立場を利用してする不当ないやがらせ。  
○強制、強要その他、不当な方法による履行の請求。  
○権利の乱用その他、過酷な債権の取りたて。  
○はなはだしい社会信義に反する義務の懈怠。  
○その他、紛争、解決に悩んでいること。  
などで、相談内容についての秘密は、守ることになっていますのでお気軽にご利用ください。なお、相談の費用は、無いです。

# 計量器の定期検査を

町では、計量器の定期検査を六月二十五日から二十九日までの五日間おこないます。

取引または証明に使用する「はかり」は、三年に一回必ず定期検査を受けなければなりません。

- 検査日時と場所
- 六月二十五日 登別温泉支所
- 六月二十六、二十七日 中央公民館
- 六月二十八日 登別支所
- 六月二十九日 鶯別支所

いずれも九時三十分から十五時三十分までとなっていますので、必ず検査を受けてください。(長さ計、体積計は受ける必要がありません)なお、検査を受けないと計量器は使用できなくなります。

# 危害防止に

## サイレンを吹鳴

昨年十月、待望のダムが宇川上に完成し、送水を開始しましたが放流により、下流河川の水位が増したり、危害を生じる恐れがある場合等、住民に危害防止を周知するため、幌別ダムおよび、消防サイレンを吹鳴し、万全を期することにいたしました。

サイレンの吹鳴方法は



# 美 學

(愛情銀行)

- 喫茶ラベール 三、一六九円
- 匿名(幌別) 三五〇円
- コーヒーバー・ルイ 八五三元
- 匿名(幌別) 学用品一包
- 大越チヨノ(来馬) 雑布三〇〇枚
- 岩花五郎(温泉) 古切手五〇〇枚
- みちのく会(鶯別) 七、三二二円
- 丸山武雄(千才) 一、〇〇〇円

# 7月11日は 献血の日

- 9時~10時 中央公民館
- 11時~13時 PSコンクリート
- 14時30分~16時 ソーダ工場
- みんなで献血をしよう



# 町の人口

(五月末現在)

- 男 二一、六九一人 (五減)
- 女 二一、〇六二人 (二〇減)
- 計 四二、七五三人 (一五減)
- 世帯数 一一、三二八世帯 (四七増)